

国民健康保険税の納税通知書・

決定通知書を7月中旬に送付します

皆さんが納めた保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われる、国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付をお願いします。

通知書の内容を

必ずご確認ください

納付書または口座振替により納付する方には、納税通知書と決定通知書を送付します。すでに年金天引きで納付している方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

保険税の税率等について

令和8年度の保険税の税率等は表①のとおりです。今年度より、新たに「子ども・子育て支援納付金分」が加算されます。



表① 令和8年度の保険税の税率等

国保税は①～⑨の合計額で算出	全加入者		40歳～64歳の方	18歳以上	18歳未満
	基礎分	後期高齢者支援金分	介護保険分	子ども・子育て支援納付金分	
所得割*1	① 7.6%	④ 2.8%	⑥ 2.3%		⑧ 0.28%
均等割(一人当たり)*2	②21,200円	⑤10,600円	⑦15,500円	⑨1,831円	なし*3
平等割(一世帯当たり)	③21,000円	なし	なし		なし
課税限度額	67万円	26万円	17万円		3万円

*1 所得割は、前年中の合計所得金額から基礎控除額43万円を差し引いた額に、各税率をかけて算出します。(合計所得金額が2,400万円を超える場合、基礎控除額は段階的に減少します)
 *2 未就学児分の均等割は5割軽減となります。
 *3 18歳未満の方は、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(高校生年代まで)となり、均等割額はかかりません。

表② 軽減基準

	令和8年度
7割軽減(改正なし)	43万円+10万円×A
5割軽減	43万円+31万円×B+10万円×A
2割軽減	43万円+57万円×B+10万円×A

A (給与所得者等の数-1)
 ※給与所得者等の数は、一定の給与所得者(給与収入55万円超)の人数と公的年金等の支給(65歳未満の方は60万円超、65歳以上の方は125万円(特別控除15万円を含む)超)を受ける人数の合計
 B (被保険者+特定同一世帯所属者数)
 ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一世帯に属する方

表③

要件	①離職日が令和7年3月31日以後であること ②離職日において、65歳未満であること ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」(「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号)であること 【11・12・21・22・23・31・32・33・34】
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定
届け出に必要なもの	雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
届出場所	国保年金課または本納支所

問合せ
国保年金課(2階)
 TEL 201503 FAX 201600



◆**必要書類**
 母子手帳など親子関係を明らかにする書類、本人確認書類
 ※出産予定日の6カ月前から届け出ができます。

◆**対象期間**
 出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月相当分(4カ月分)

◆**対象者**
 国民健康保険に加入している、令和5年11月1日以降に出産予定または出産した方
 ※妊娠85日(4カ月)以上の出産に限る(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含む)。

所得が一定以下の世帯を対象とした軽減制度があります(申請不要)

国の法令改正に合わせ、軽減判定所得の基準を引き上げ、軽減される世帯の範囲が拡大されました。
 世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が軽減基準(表②)以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されます。
 所得が不明な方がいる場合は軽減の対象となりませんので、所得申告が必要な方は必ず申告してください。

特例対象被保険者等の負担軽減措置があります
 会社都合など、特定の理由で離職した方は、表③の「要件」全てに該当する場合、保険税が軽減されますので、必ず届け出をしてください。
 ※令和7年3月31日～令和8年3月30日の間に離職し、届け出をして令和7年度国民健康保険税の軽減を受けた方は、令和8年度分も自動的に軽減が適用されます。

産前産後期間相当分の国民健康保険税が減額されます(令和6年1月～)